

# 生衛信州

(公財) 長野県生活衛生営業指導センター  
(一社) 長野県生活衛生同業組合連合会広報紙

## 生衛業後継者育成支援協議会を開催しました

県内の生活衛生同業組合、教育・行政機関等で組織する「長野県生衛業後継者育成支援協議会」を、3月25日、長野市のホテル国際21で開催しました。

会議では指導センター事務局から、令和6年度の生衛業でのインターンシップ事業の実施結果と7年度の実施計画について説明。県教育委員会事務局のご担当者からは、高等学校のキャリア教育の実施状況などについてお話がありました。

インターンシップ事業は、小中学生や高校生の皆さんが、生衛業のお店などでの体験学習を通じて仕事の魅力に触れ、職業選択のきっかけとしてもらい、生衛業の後継者の確保を図っていくことを目的としています。

「出前講座型」と「店舗受入型」の2本立てで実施しており、令和6年度の参加者は247名で、過去2番目に多くなりました。

7年度の事業につきましては、5月上旬に学校に情報提供を行い参加者の募集を開始しました。職場体験には54の店舗・施設にご協力をいただいております。出前講座は3組で実施予定です。



## 指導センター評議員会及び連合会総会を開催しました

令和7年度長野県生活衛生営業指導センター評議員会及び長野県生活衛生同業組合連合会総会を、6月5日、長野市のホテル国際21で開催しました。

指導センター評議員会では、令和6年度の事業報告及び会計決算についての審議が行われました。

また、理事及び評議員の退任に伴う後任者の選任を行い、いずれも原案どおり承認されました。その後、令和7年度の事業計画などの報告を行いました。

連合会総会では、令和6年度の事業報告及び会計決算についての審議、任期満了に伴う理事及び監事の選任を行い、いずれも原案どおり承認されました。

総会后に、連合会の臨時理事会を開催。宮下憲治会長が退任され、次期会長には、クリーニング生衛組合の玉本広人氏が就任されました。





生成AIが作ったものが「いいもの」「使えるもの」かどうかを判断するのは人間であり、生成AIの特性を知り、人とAIが役割分担する社会を目指したいとのお話がありました。

AIの基本の使い方や注意点などが大変わかりやすく、参加者は熱心に聴講されていました。



## 専門家による無料相談会をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、生活衛生関係事業者の皆様からの幅広い相談に対応する無料相談会を実施しています。（生活衛生関係営業経営支援対策事業）

### 1 実施内容

専門家（中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、行政書士、弁護士、ITコンサルタント等）が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国・県の支援施策の利用・申請について
  - ②生活衛生貸付等の融資について
  - ③デジタル化、IT、税制、事業承継について
  - ④社会保険、労働保険等人事労務について
  - ⑤その他経営に関することなど

### 2 申込期限

令和7年11月28日（金）まで

### 3 申込方法

[「専門家による無料相談会申込書」](https://www.seiei.or.jp/nagano/soudan/index.html) (<https://www.seiei.or.jp/nagano/soudan/index.html>)

を、相談希望日の2週間前までに指導センターへ送付してください。申込受付後、相談内容の確認、相談日時・会場等の調整を行います。

**問い合わせ先** 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

## 中小企業診断士が 経営者の皆さんの悩みを解決をお手伝いします

全国生活衛生営業指導センターでは、（一社）日本中小企業診断士協会連合会と連携し、専門家による伴走型支援を希望する生活衛生関係事業者を対象に中小企業診断士を派遣し、経営課題の解決・改善を支援します。

1回の申込につき、5回程度のサポートを無料でを行い、最後まで支援をします。

### 1 申込方法

支援を希望される方は、「専門家（中小企業診断士）支援申込書」を全国指導センターへ FAX 送信してください。（申込書は、全国指導センターから各組合の事務局等に送付されています。）

### 2 サポート申込 FAX 送付期限：令和7年12月末日

（※ 予算上限に達し次第、受付終了となります。）

**問い合わせ先** 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

## 「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」のご案内

受動喫煙防止対策を推進するため、生活衛生関係業者であって、厚生労働省の「受動喫煙 防止対策助成金」（都道府県労働局）を受けられない事業者（労働者災害補償保険の適用を受けない事業主（一人親方等））が、事業所内に喫煙室の設置等を行うために必要な経費について助成します。

### 1 令和7年度における助成対象

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- ① 労災保険の適用対象外の個人事業主
- ② 生活衛生関係営業を営む、健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設の事業主
- ③ 事業場内において、喫煙専用室を設置する等の受動喫煙防止措置を講じるとともに、当該措置区域以外を禁煙とする事業主

### 2 助成率、助成額

喫煙専用室等の設置などに係る工費、設備費、備品費などの2/3  
上限 100 万円

詳細は <https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

**問い合わせ先** 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612



## クリーニング師研修及び業務従事者講習のご案内

クリーニング業に従事するクリーニング師及び業務従事者は、知事が指定したクリーニング師研修・業務従事者講習の受講を義務付けられています。

### ◆ クリーニング師研修

クリーニング師免許を取得し、クリーニング所の業務に従事開始後1年以内に受講し、その後、3年に1回受講することとされています。（受講料 5,000円）

### ◆ 業務従事者講習

営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、従事者の5分の1の者（5人以下の店舗では、人数にかかわらず1人）に受講させ、その後、3年に1回受講させることとされています。（受講料 4,500円）

今年度の日程は次のとおりです。研修・講習（座学）と通信制から選択できます。

対象の方には、当指導センターよりご案内しますので、受講してください。



	期 日	時間	会 場	申込期間
研修・講習 (座学)	10月 3日 (金)	10時 ～ 15時	松本市勤労者福祉センター (松本市)	8月1日 (金) ～ 9月1日 (月)
	10月17日 (金)		エス・バード (飯田市)	
	11月 9日 (日)		長野ターミナル会館 (長野市)	
通信制	受講期間 9月中旬 ～ 11月17日 (月)			

**問い合わせ先** 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

## 令和7年度 指導センター 事業計画の概要

3月25日、長野市のホテル国際21で、生衛業後継者育成支援協議会に引き続き、指導センター及び連合会の理事会を開催し、令和7年度の事業計画及び予算が承認されました。

令和7年度の指導センターの主な事業は下記のとおりです。

生活衛生関係業者への相談支援体制を構築し、経営の健全化と衛生水準の維持向上を支援するため、各種の事業を進めてまいります。

### 1 生活衛生営業経営相談・指導事業

- (1) 生活衛生営業相談室の開設
- (2) 地区生活衛生営業相談室の開設
- (3) 生衛業特別指導事業
  - ① 経営特別相談員の協力による専門的な指導
  - ② 融資に係る合同連絡会議の開催

### 2 消費者と生活衛生業の懇談会

### 3 研修事業

- (1) 経営特別相談員研修会の開催
- (2) 「信州経営塾」の開催

### 4 広報事業

広報紙の発行

### 5 情報化整備事業

ホームページを活用し各種情報を提供

### 6 標準営業約款登録事業

標準営業約款制度について、消費者への周知と登録の促進を図るため、関係機関と連携し、登録業務を実施

- (1) 広報事業  
「標準営業約款普及登録促進月間」(11月)を設け、PR活動を集中的に実施
- (2) 標準営業約款推進長野県協議会の開催

### 7 後継者育成支援事業

生衛組合が実施する小学生、中学生及び高校生等を対象としたインターンシップ事業の支援

### 8 全国生活衛生営業指導センター委託事業等

- (1) クリーニング師研修・業務従事者講習
- (2) 景気動向等調査
- (3) 経営支援対策事業
- (4) 衛生水準の確保・向上事業
- (5) 生衛業受動喫煙防止対策事業



\*\*\*\*\*  
このたび、指導センター・連合会の広報紙の名称を「生衛信州」に改め、年4回、生活衛生業に関する各種の情報をお届けしてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

**公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター**

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp